

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成28年7月6日(水) 県庁本館5階審議会室	
出席委員氏名	秋野 裕子 (公財) 地方経済総合研究所 主任研究員) 井口 由美子 (熊本県行政書士会 会長) 大脇 成昭 (熊本大学法学部 准教授) 柿本 竜治 (熊本大学院自然科学研究科 教授) 渡辺 千賀恵 (東海大学 名誉教授)	
審議対象期間	平成28年1月1日 ~ 平成28年3月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	3件	
随意契約	件	
談合情報	なし	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定 ○熊本県入札監視委員会運営要領によると、「委員会は公開・非公開を決定するものとする」とあり、平成25年度から審議の一部を公開している。今回も議事の公開・非公開について、事務局から提案がっている。</p> <p>「議事（3）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち総合評価判定に係る審議及び「議事（4）委員間の意見交換」を非公開とすることについて ○異議なし。</p> <p>○「議事（3）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち、総合評価判定に係る審議、「議事（4）委員間の意見交換」については非公開と決定</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告 【H25～27年度別熊本県発注工事の入札結果の推移（資料1）】</p> <p>○平均落札率の定義とは何か。</p>	<p>（事務局の提案） ○委員会でやる審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「<u>議事（3）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議</u>」のうち、総合評価判定に使用している総合評価判定シートについて、熊本県情報公開条例第7条第1項第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考え、不開示情報と判断している。このため、総合評価判定に係る審議については非公開と考えている。</p> <p>次に、「議事（4）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>（報道関係者入室）</p> <p>（事務局）別添資料1～5を報告 ○率の単純平均である。</p>

意見・質問	回答
<p>○競争原理が働いて平均落札率が下がるという説明があったが、振興局別に見てみると、金額や件数が下がっていても平均落札率が上がるような地域（鹿本）があるようだ。これは業者数が減っているためか。通常、発注件数、金額が上がってくると平均落札率も上がり、逆に件数、金額が下がると平均落札率は下がるが、逆の動きをしている地域もある。単純平均だと難しいところだがこの要因は分析しているか。（どこまで詳細な分析を求めるかは慎重に行いたい。）</p> <p>○本庁分は金額、件数は下がっていても平均落札率は変わりがないようだ。</p> <p>【平成25～27年度の入札不調等の発生状況について（資料2）】</p> <p>○特になし。</p> <p>【平成28年3月以降の主な入札契約制度の改正について（資料3）】</p> <p>○ランダム係数をかけて最低制限価格を算出する理由と、その仕組みを教えてください。また、ランダム係数は全国共通なのか。</p> <p>○昨年、ランダム係数により10者のうち9者が最低制限価格を下回り失格となる極端な例が数件あった。（意見書のとおり）本委員会では、最低制限価格の仕組みの妥当性を検討することを課題としている。（コメント）</p>	<p>○業者数は上位ランクでは（A1, 2）ほぼ同じ。地域ごとの詳細な落札率の分析までは至っていないが、阿蘇のように広域大水害で平成25年度は工事件数も多く落札率も高い傾向だったが、平成27年度は工事件数も急減し、落札率も低くなってきている傾向はある。</p> <p>○本庁発注は、熊本市管内だけではなく工事の金額により県全体の工事を発注している。</p> <p>○ランダム係数は、現在、全国で約半数未満の都道府県において導入している。（平成27年度大阪府調査では16府県で導入）本県は、平成20年度から導入した。導入した経緯は、最低制限価格の算出式を公表していること、また、業者の積算能力も向上していることにより競争の激しい入札においては、同額によるくじでの落札者決定が増えたため。算定式により計算した最低制限基準価格に、電子入札システムにおいて無作為の数字（1.00000から1.01000）を乗じる。失格にならないためランダム最大1%枠を上乗せしたうえで入札する業者が多い。現在では、総合評価落札方式のため金額だけでは落札者を決定していないので導入当時と事情は変わってきている。</p>

意見・質問	回答
<p>【指名停止等の運用状況一覧表（資料5）】 ○特になし</p> <p>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料6）】 ○抽出担当秋野委員から説明</p> <p>【審議対象工事（資料7）】 【共通質問】 ○条件付一般競争入札の「条件付」とは何か。</p> <p>○審議対象工事の議論については、入札内容の善悪について議論や批判するのではなく、現在の県の入札契約制度の仕組みが機能しているかどうか判断していくために行う。</p> <p>○指名競争入札においては、10者選定するのが通常なのか。</p> <p>○指名されると必ず応札しないといけないのか。</p> <p>○（指名を受けても）辞退することは多いのか。</p> <p>○辞退があったら9者で入札はそのまま執行するのか。</p> <p>○予定価格同額の入札はほぼ辞退と考えてよいのか。→満額だったら仕事を受けてもいいという姿勢でもある。実例もあった。</p> <p>（1）国道325号広域連携交付金（道路改良その3）工事 ○特になし</p> <p>（2）国道266号広域連携交付金（望薩峠仮橋その3）工事 ○落札率が低いのは、管内49者から10者を選</p>	<p>○業者のランク（格付）、地理的要件（県内に主たる営業所があること）、施工実績、技術者の資格等の条件がつく入札のことをいう。</p> <p>○県の取扱いにより建築工事等については、10者、土木一式工事（B等級及びC等級）については15者としている。</p> <p>○辞退、棄権も可能。ペナルティもない。</p> <p>○土木、舗装、建築など一般的な工事については、競争も激しく、手持ち工事量も勘案したうえで指名するためあまりないが、特殊な工事についてはたまにある。</p> <p>○そのまま入札を行う。10者のうち9者辞退又は棄権したときは、競争が保てないため入札をやり直す。（入札不調）</p>

意見・質問	回答
<p>定しているため競争性が高まったためではないか。(コメント)</p> <p>○予定価格と同額での入札があるが、よくあることか。</p> <p>(3) 国道219号(宝珠橋)単県橋梁植木インター菊池線防災安全交付金(交通安全)改良その3工事</p> <p>○10者のうち落札者を含む上位5番目までは工事現場のある球磨地域振興局管内の業者で、下位5業者は球磨管外の業者と分かれているが、(現場から離れた)管外の業者を指名した場合、こういう入札結果となることは多いのか。</p> <p>○現場までの交通費は積算に計上してあるか。</p> <p>○球磨管外の業者は指名を受けると迷惑ではないか。以前も僻地の工事現場で交通費が積算されおらず不調となっているケースがあった。今回も業者が少ないから管外業者へ指名をしているわけで、何らかの措置が必要ではないか。</p> <p>○県が積算するときに、(指名する)業者が現場からどのくらい離れているか距離を考えて積算しているのか。</p> <p>○運搬距離についてはどうか。</p> <p>○10者間の入札金額が僅差であるが、業者の積算は近似値が出るものなのか。</p> <p>○ランダム係数により僅差の入札金額間に失格が出ていることは課題としている。(コメント)</p> <p>総合評価落札方式共通</p> <p>○総合評価落札方式は、価格面と技術面を総合的に評価するため最低制限価格設定により品質は</p>	<p>○一概にはいえない。</p> <p>○必ずしもそうではない。</p> <p>○球磨地域振興局から現場までの経費を運搬費として、特別な重機を除き率計算で積算している。</p> <p>○(指名を受けても)業者には辞退、棄権の選択もある。</p> <p>○機械の運搬費と資材(アスファルト等)の積算について、資材の単価は、管内の統一単価で、僻地の場合は、単価を調査のうえで割増しているため僻地だからといって不利益は出ていないと考える。</p> <p>○距離というよりも地元で調達できない特殊な資材については、運搬費を考慮している。</p> <p>○業者の積算能力は向上しているため近似値となるようだ。</p>

意見・質問	回答
<p>確保できる。入札金額にランダム係数までかける必要があるのか。無駄な作業をしているような気がする。(コメント)</p> <p>○技術点が高いほど評価点は高く、入札金額が高いほど評価点は低い。(制度説明)</p> <p>(4) 志岐2期地区特定農業用管水路等特別対策事業第18号工事</p> <p>○共栄建設(株)は、第17号工事にもエントリーしていて、第17号工事の落札者となったため無効となった。工事を分割したのはなぜか。</p> <p>○分割して発注している複数の工事に業者がエントリーしている場合は、発注者も同じで人為的なミスはないと思うが、県全体の工事ではどうか。システムで確認できる機能があるのか。</p> <p>(5) 国道501号(新大浜橋)防災安全交付金(橋梁補修)その1工事</p> <p>○特になし</p> <p>【総合評価判定シート審議】 非公開</p> <p>4 委員間の意見交換 非公開</p> <p>5 次回の入札監視委員会について ○資料9により候補日選出</p>	<p>○内容は同じの工事だが、工期及び工事場所により分割して発注した。</p> <p>○分割の場合は、配置技術者の名簿により判断できる。他の工事で専任の技術者ではないかの判断は、コリンズで確認している。</p>